

2018 年度特定機能病院監査報告書  
－慶應義塾大学病院－

2018 年 4 月 1 日から 2019 年 3 月 31 日までの 2018 年度の慶應義塾大学病院（特定機能病院）監査委員会（以下「監査委員会」という）における監査結果を以下のとおり作成したので報告する。

1. 監査の概要（方法及びその内容）

医療法施行規則第九条の二十三、9 に規定される監査委員会として、慶應義塾が設置する監査委員会において管理者等からの報告に基づき、医療安全管理責任者、医療安全管理部門、医療安全管理委員会、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者、感染制御部門等の業務を監査した。監査対象となる責任者、部門、委員会については、業務の執行状況等について 2019 年 7 月 11 日に開催した監査委員会において、当該担当者等から資料の提出及びに報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

＜監査項目＞

- 1) 医療安全管理部門について
- 2) 医療安全管理委員会について
- 3) 医薬品の安全管理について
- 4) 医療機器の安全管理について
- 5) 感染制御部門について
- 6) その他必要と思われる事項

2. 監査結果

監査委員会において、2018 年度における医療安全管理責任者、医療安全管理部門、医療安全管理委員会、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者、感染対策運営委員会等の業務の状況等について審議した結果、医療に係る安全管理が適切に実施されていることを確認した。

前回までの指摘事項等への対応を含め、種々の改善策が実を結びつつあることを評価し、新病院棟でさらに発展させるよう取り組んでいただきたい。

3. その他意見、提案事項等

- ・インシデント・アクシデントの年間報告件数：目標値を高く掲げていただきたい。特に研修医も、いずれは医療を先導、指導する立場になるので、研修医に報告する習慣を身に付けさせていくことが重要であり、それが

報告件数の向上と医療安全の基盤づくりに繋がっていく。

- 院内暴力等への対応：病院としての暴力にたいする姿勢(暴力は許容しない、即時退院となることや今後の診療継続はできなくなる等)を広く公示することが、患者を守り教職員を守る事になる。また盗難対策は防犯カメラ等による抑止対策を公示することにより、さらなる防犯対策向上となる可能性があるので検討いただきたい。
- 死亡事例への対応：医療法に基づく医療事故調査事例の1例が異状死として届けられているが、再発防止につなげるには、院内で autopsy imaging あるいは病理解剖を積極的に行う等の対応が必要と考えられるので検討いただきたい。
- 画像検査所見への対応：画像未対応の連絡を受けた医師が確実にカルテに対応したことを記載することも大事である。今後はさらに病理検査や生理検査などに範囲を広げて、改善にとりくんでいただきたい。
- インフォームドコンセント：看護師等が患者(家族)の医師の説明の理解、受け止めを確認した内容を記録に残すことは重要であり、引き続き強化していくことを期待する。
- 適応外の薬剤処方への把握：電子カルテのシステムを活用した対応を検討いただき、適応外の薬剤処方把握に努めていただきたい。
- 医療機器の安全管理：手術器具を含め ME の目が届くようにマンパワーの手当などの検討もいただきたい。
- 感染制御活動：infection control doctor(ICD)、infection control nurse (ICN)を含め少ない人数の中で、毎日のラウンド等大変よく活動している。今後のオリンピック・パラリンピックに向けて、海外からや不明な感染症等に広く対応していくために、感染制御部の充実をはかっていただきたい。

慶應義塾大学病院特定機能病院監査委員会

2019年9月9日

委員長	山口	徹
委員	市村	尚子
委員	中谷	比呂樹
委員	宮沢	忠彦
委員	山口	育子